



目 次

規 則		ページ
高知短期大学学則の一部を改正する規則		1
告 示		
私立各種学校の廃止の認可	(私学・大学 支援課)	1
救急病院の認定	(医療業務課)	1
告示(児童福祉法第21条の3による事 務を行わせるための保健所の指定)の 廃止	(健康づくり 課)	1
種畜証明書の交付の通報	(畜産振興課)	2
種畜証明書の書換え交付の通報	(")	3
牛のヨーネ病の発生	(")	3
保安林の指定予定の通知(6件)	(治山林道課)	3
公共下水道の幹線管渠等の設置に関す る工事の施行	(公園下水道 課)	4
公 告		
特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請(2件)	(県民生活・ 男女共同参 画課)	7・22掲示
採石業務管理者試験の実施	(商工政策課)	5
土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課)	5
都市計画公聴会の開催	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(")	6
都市計画事業の施行	(")	6
高知県教育長訓令		
教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する 訓令		6

規 則

高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第71号

高知短期大学学則の一部を改正する規則
高知短期大学学則(昭和31年高知県規則第19号)の一部を次の
ように改正する。

第6条第3号を次のように改める。
(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150
条第1号から第5号までに掲げる者
第6条第4号から第7号までを削り、同条第8号中「本学」を
「前3号に掲げる者のほか、本学」に改め、同号を同条第4号と
する。
第38条第5号中「(昭和22年文部省令第11号)」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第501号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において読
み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校
の廃止を次のとおり認可した。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
山本ドレスメーカ 一女学院	山本 和子	平成20年8月1日

高知県告示第502号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第
1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効 期限
高知県立幡多け んみん病院	宿毛市山奈町芳奈3 番地1	平20・8・ 1	平23・7・ 31

高知県告示第503号

昭和31年10月高知県告示第508号(児童福祉法第21条の3によ
る事務を行わせるための保健所の指定)は、廃止する。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第504号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
平20高知県1第1号	平20・5・26	山嶺 (全和褐原106)	牛	褐毛和種	平17・4・15	2級	南国市 高知大学農学部付 属暖地フィールド サイエンス教育研 究センター
平20高知県1第2号	平20・5・27	テツノセンゴクオ ー (日軽繁02079)	馬	サラ ブレ ッド 種	平4・5・10	2級	幡多郡黒潮町 山沖 利之
平20高知県1第3号	平20・5・27	北菊 (全和黒13170)	牛	黒毛和種	平10・7・15	2級	幡多郡三原村 北川 健造
平20高知県1第4号	平20・5・27	成都 (日馬補繁 39S0003)	馬	ブル トン 種	平15・4・23	2級	幡多郡大月町 井上 裕資
平20高知県1第5号	平20・5・28	皐嶺 (全和褐199)	牛	褐毛和種	平15・6・24	2級	土佐清水市 上岡 信忠
平20高知県1第6号	平20・5・28	貴美幸 (全和褐205)	牛	褐毛和種	平17・5・31	2級	土佐清水市 上岡 信忠
平20高知県1第7号	平20・5・28	嶺光 (全和褐原94)	牛	褐毛和種	平11・12・18	2級	土佐清水市 足摺岬放牧組合
平20高知県1第8号	平20・5・29	嶺島村 (全和褐197)	牛	褐毛和種	平13・2・22	2級	吾川郡いの町 安藤 忠廣
平20高知県1第9号	平20・5・29	桜千代 (全和褐原67)	牛	褐毛和種	平4・5・19	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第10号	平20・5・29	山桜 (全和褐原72)	牛	褐毛和種	平6・4・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

平20高知県1第11号	平20・5・29	司南 (全和褐原79)	牛	褐毛和種	平7・12・2	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第12号	平20・5・29	正義山 (全和褐原89)	牛	褐毛和種	平10・7・20	級外	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第13号	平20・5・29	盛司 (全和褐原96)	牛	褐毛和種	平13・3・7	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第14号	平20・5・29	南川山 (全和褐原99)	牛	褐毛和種	平13・11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第15号	平20・5・29	嶺北栄 (全和褐原101)	牛	褐毛和種	平14・8・30	級外	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第16号	平20・5・29	嶺力 (全和褐198)	牛	褐毛和種	平15・1・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第17号	平20・5・29	古奈川 (全和褐原103)	牛	褐毛和種	平15・7・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第18号	平20・5・29	嶺幸福 (全和褐原102)	牛	褐毛和種	平15・7・18	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第19号	平20・5・29	千代美晴 (全和褐200)	牛	褐毛和種	平15・9・9	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第20号	平20・5・29	桜栄 (全和褐原104)	牛	褐毛和種	平16・1・7	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第21号	平20・5・29	嶺岩 (全和褐原105)	牛	褐毛和種	平16・9・27	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第22号	平20・5・29	邦神楽 (全和褐202)	牛	褐毛和種	平17・2・21	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第23号	平20・5・29	桜桜 (全和褐204)	牛	褐毛和種	平17・3・27	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第24号	平20・5・29	百合幡 (全和褐207)	牛	褐毛和種	平17・7・7	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第25号	平20・5・29	千代美晴2 (全和褐206)	牛	褐毛和種	平17・8・24	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

平20高知県1第26号	平20・5・29	千代姫 (全和06子高褐57)	牛	褐毛和種	平18・4・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第27号	平20・5・29	百合邦 (全和06子高褐1136)	牛	褐毛和種	平18・8・26	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第28号	平20・5・29	ゼンノーダー01ニシサクラ03-8992 (日豚D子031360)	豚	デュロック種	平15・9・18	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平20高知県1第29号	平20・5・30	嶺春 (全和褐原93)	牛	褐毛和種	平12・3・4	1級	室戸市 山下 皓平
平20高知県1第30号	平20・5・30	光千代 (全和褐原98)	牛	褐毛和種	平13・6・7	1級	室戸市 山下 皓平
平20高知県1第31号	平20・5・30	千代隆 (全和褐原201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	2級	安芸郡田野町 池地 伸之
平20高知県1第32号	平20・5・30	北若 (全和褐原107)	牛	褐毛和種	平17・1・11	2級	安芸郡田野町 池地 伸之
平20高知県1第33号	平20・5・30	雅伸 (全和褐203)	牛	褐毛和種	平17・5・17	2級	安芸郡田野町 池地 伸之

高知県告示第505号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。
平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第13号 盛司(全和褐原96) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	吾川郡いの町 岡林 正純	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第506号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生日月日	処分
1頭	幡多郡大月町	平成20年7月17日	殺処分

高知県告示第507号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
室戸市佐喜浜町字ジクガ窪5823の1、5823の7
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第508号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 長岡郡大豊町立川下名字ヲモウネ1597、1599の4、字クリノカワ1594の2、1596、字ツバキヤマ210、214、219、1627(次の図に示す部分に限る。)、1631の6、1636の1、1636の2、1636の6、1638、1639、立川上名字ウトギヤマ1612から1615まで、字ハエノウシロ1962から1964まで、1971から1974まで
 2 指定の目的
 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第509号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡檮原町大蔵谷626、662、666の1から666の3まで
 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第510号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 長岡郡大豊町北川字千束山1387の1から1387の3まで、1387の12、1387の13
 2 指定の目的
 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第511号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡檮原町西の川351
 2 指定の目的
 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第512号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 土佐郡土佐町瀬戸字朝日ノ本1163、1164
 2 指定の目的
 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第513号
 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定に基づき公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を県が行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 公共下水道の名称
 土佐町特定環境保全公共下水道
 2 工事の内容及び工事の区域又は区間
 幹線管渠 土佐郡土佐町境字静岡206番2地先から土居字沖田30番4地先まで
 3 工事の開始予定日
 平成20年8月11日

 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に

より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年7月22日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年7月22日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年7月22日	変更前 特定非営利活動法人高知セラピー・ドッグ協会	小田 清建	高知市小石木町260番地	この法人は、障害者、高齢者等に対して、生活をサポートするセラピー・ドッグの提供を推進するため、セラピー・ドッグの育成、啓蒙、研究並びにセラピー・ドッグを育成できる訓練士養成の支援及び認定に関する事業を行い、もって社会に寄与することを目的とする。
	変更後 "	"	"	この法人は、障害者、高齢者等に対して、生活をサポートするアシスタンス・ドッグ及びセラピー・ドッグの提供を推進するため、アシスタンス・ドッグ及びセラピー・ドッグの育成、啓蒙、研究並びにアシスタンス・ドッグ及びセラピー・ドッグを育成できる訓練士

					養成の支援及び認定に関する事業を行い、もって社会に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--	--

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年7月22日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年7月22日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人   |        |              |                                                                                                                 |
|------------|--------------------|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称                 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 定款に記載された目的                                                                                                      |
| 平成20年7月22日 | 特定非営利活動法人高知こどもの図書館 | 田島 真紀  | 高知市永国寺町6番16号 | この法人は、主にこどもを対象に、児童図書を中心とする本、ならびに関連資料を揃え、こどもの本や児童図書館の質的向上を目指すとともに、こどもの図書館として可能な子育て支援事業等を行い、以て公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり行う。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁本庁舎 2階会議室

2 試験の期日

平成20年10月10日(金)午前10時から正午まで

3 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

4 受験手続

受験願書(採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)様式第9によるもの)に写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚を添えて提出すること。

5 受験願書等の提出期間

平成20年9月1日(月)から同月19日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成20年9月19日付けの消印のあるものまで受け付ける。

6 受験願書等の提出先

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部商工政策課

7 試験手数料

8,000円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること。)

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区の定款の変更を平成20年7月22日に認可した。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に係る者に限る。)は、公聴会

開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
宿毛都市計画臨港地区
- 2 縦覧図書
宿毛都市計画臨港地区の変更(素案)概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び宿毛市役所建設課
- 4 縦覧期間
平成20年8月1日(金)から同月15日(金)まで
- 5 公聴会の日時
平成20年8月30日(土)午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の場所
宿毛市中央二丁目7-14
宿毛市立宿毛文教センター第1会議室
- 7 公述申出書提出期限
平成20年8月20日(水)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年7月3日 20高都計第197号	南国市物部字ノツゴ カジヤシキ387番 1ほか	南国市物部166番 地 島内 知佳



都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により公告する。

平成20年8月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画事業の種類及び名称
高知広域都市計画道路事業(3・5・12号大津十市線)
- 2 施行者の名称
高知県
- 3 事務所の所在地
高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

高知市介良字大面、字小長崎、字長崎、字芝、字内蔵、字蔵ノ後及び字横堀地内

(2) 使用の部分

なし

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年8月1日

高知県教育長 中澤 卓史

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の12の(2)の項を次のように改める。

(2) 歳出予算の流用に 関すること。					財政課 長	
------------------------	--	--	--	--	----------	--

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。